

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○生活保護法に基づく介護機関の指定(保険福祉課)	一	見の概要に関する公告(中小企業課)	五
○結核指定医療機関の指定(健康増進課)	二	○右 同	五
○道路の区域変更(道路維持課)	二	○地籍調査の成果の認証(農業経営課)	五
○右 同	二	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	五
○道路の位置指定(建築課)	三	○一般競争入札の実施(道路建設課)	六
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	三	○右 同(下水道課)	九
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出(障害福祉課)	三	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	一二
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出(障害福祉課)	三	○政治資金規正法に基づき政治団体の届出事項の異動	一三
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出(障害福祉課)	四	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	一三
○大規模小売店舗立地法に基づく意見	四	○政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等	一四

告示

奈良県告示第四百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
有限会社夕和	奈良市芝辻町三一五一 一二	訪問介護ステーション テーシオン ひだまり	生駒郡安堵町東安堵六 一六 ラフォーレ中川B棟一〇六	訪問介護	平成十六年十二月十日
有限会社グッド・ケア	北葛城郡広陵町南郷一 一四一一	グッド・ケア	北葛城郡広陵町南郷一 一四一一	福祉用具貸与	平成十六年十二月十五日
有限会社蘇岡	橿原市醍醐町五八五	訪問ヘルパーステーション 希望	橿原市醍醐町五八五	訪問介護	平成十六年十二月十五日

株式会社リハビリティ	香芝市真美	リハビリティ	香芝市真美	通所介護	平成十七年
ハスプラウ	ケ丘六一	イサービス	ケ丘六一		一月一日
ディング	一三	センターこ	一三		
		ケ丘			

奈良県告示第四百九十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
田中内科クリニック	生駒市東菜畑一三〇一七	平成十六年十二月二十七日
くま内科	大和郡山市朝日町一一三の二階	平成十六年十二月二十四日

奈良県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 大和高田桜井線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
0	橿原市中曾司町曾我川 右岸堤防敷地先から	前	四・五 }	三六二・〇	うち磐余橋 七二・八メートル
5	橿原市中曾司町三三三二 番四先まで	後	二二・〇 }	三六二・〇	うち磐余橋 七二・八メートル

奈良県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 御園平田線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考

2	1	0		
高市郡明日香村御園二 五四番一先から 九四番一先まで	高市郡明日香村御園二 五四番一先から 九四番一先まで	高市郡明日香村御園二 五四番一先から 九四番一先まで	後	前
一九・六	一六・一 し	七・八	一六・一 し	六・八
	三七〇・〇	三七〇・〇		

奈良県告示第四百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年十二月十三日現在の地番による。）
北葛城郡王寺町本町二丁目四五三四番地ノ七
- 二 申請者氏名 株式会社香芝木材センター 代表取締役 松谷昇治
- 三 申請者住所 香芝市今泉九二番地
- 四 道路の幅員 五・〇メートル
- 五 道路の延長 二三・九メートル
- 六 指定年月日 平成十六年十二月二十日
- 七 指定番号 高土第一六〇九号

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人は じめのいっ ぽ	香芝市上中一一 八三一	知的障害児 支援センタ ーはじめの いっぽ	北葛城郡上牧 町上牧三四二 八一二一	デイサービ ス	平成十七 年一月十 六日

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
有会社カ ームス	橿原市葛本町六 七四一二	ヘルパース テーション オカリナ	（変更前） 橿原市葛本町 七一〇グリ ーンハイツ川 端二〇五号 （変更後） 橿原市葛本町 六七四一二	居宅介護	平成十六 年十二月 十七日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	変更年月日
有限会社カームス	橿原市葛本町六七四一二	ヘルパーステーション オカリナ	(変更前) 橿原市葛本町七二〇グリ インハイツ川端二〇五号 (変更後) 橿原市葛本町六七四一二	居宅介護	平成十六年十二月十七日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	変更年月日
有限会社カームス	橿原市葛本町六七四一二	ヘルパーステーション オカリナ	(変更前) 橿原市葛本町七二〇グリ インハイツ川端二〇五号 (変更後) 橿原市葛本町	居宅介護	平成十六年十二月十七日

六七四一二

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ橿原

所在地 橿原市葛本町七六六他

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 交通関係

交通安全対策及び交通渋滞の回避のため、橿原警察署と十分協議し、その指示に従うこと。殊に、近隣に小学校があり、その通学路でもあるため、警備員等の配置により十分な配慮をすること。

2 学校教育関係

幼児児童生徒の登下校時の安全対策を講じられたい。特に工事中においては、登校時間帯の午前七時から八時三十分までは、工事車両等の進入は避けていただきたい。その後の搬入車両も同様とする。

駐車場の騒音対策を願う。隣接の耳成小学校の授業等に支障のないよう配慮願いたい。なお、学校は従前どおり屋外への放送等も必要であるので、ご了解いただきたい。

今後、現時点では予測できない事柄等で、周辺幼小中学校、同PTAから何らかの意見要望等が出てきた場合は、誠意を持って話し合い、善処していただきたい。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十七年一月十八日から同年二月十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 オークワ橿原坊城店

所在地 橿原市東坊城町大字六反田二四二番地の一

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 交通関係

駐車場の減少による路上駐車等の増加により、交通の障害を生じさせないよう、橿原警察署と十分協議し、その指示に従うこと。

2 学校教育関係

店舗周辺は、幼稚園、小・中学校の通学路にあたるため、登下校時の安全対策を講じられたい。

今後、現時点では予測できない事柄等で、周辺幼小中学校、同PTAから何らかの意見要望等が出てきた場合は、誠意を持って話し合い、善処していただきたい。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十七年一月十八日から同年二月十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、山添村及び大淀町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 調査を行った者の名称

山添村及び大淀町

二 調査を行った期間

山添村 平成十年六月十八日から平成十六年三月十七日まで

大淀町 平成九年五月二十七日から平成十五年二月十四日まで

三 成果の名称

山辺郡山添村（大字切幡の一部）における地籍図及び地籍簿

吉野郡大淀町（大字下測の一部）における地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山辺郡山添村大字切幡の一部の地域

吉野郡大淀町大字下測の一部の地域

五 認証年月日

平成十七年一月四日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に關する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十一月二十九日第六八一一九一号

二 検査済証番号

開発行為に關する工事の検査済証 平成十七年一月七日第六一六四号

公共施設に關する工事の検査済証 平成十七年一月七日第三五二五号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字柏原二二三番地ノ四の一部、二二三番地ノ三の一部、二二三番地ノ四の一部、二二三番地ノ五、二二三番地ノ六の一部、二二四番地ノ三、二二四番地ノ四、二二七番地ノ四、二二七番地ノ五、二二七番地ノ六、二二七番地ノ七、二二七番地ノ八、二二七番地ノ九、二二七番地ノ一〇、二二八番地ノ一の一部、二二八番地ノ五、二二八番地ノ六、二三〇番地ノ三、二三三番地ノ一の一部、二三三番地ノ五の一部、二三三番地ノ六の一部、二三三番地ノ七、二三三番地ノ八の一部、二三三番地ノ九

一部、二二三番地ノ一七の一部、二二三番地ノ一九の一部及び二二三番地ノ二〇の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三

御所市長 前川正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字柏原二二七番地ノ八、二二七番地ノ九、二二七番地ノ一〇、二二三番地ノ一、二二三番地ノ五、二二三番地ノ六、二二三番地ノ七及び二二三番地ノ九の各一部

緑地 御所市大字柏原二二三番地ノ四、二二三番地ノ三、二二三番地ノ四、二二三番地ノ五、二二三番地ノ六、二二八番地ノ一、二二三番地ノ八、二二三番地ノ一九及び二二三番地ノ二〇の各一部

一六六号女寄道路一道路改良事業（国道）（交通円滑化） 工事（仮称女寄トンネル）に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により公告します。なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿本善也

第一 競争入札に付する工事の概要

一 工事名 一六六号女寄道路一道路改良事業（国道）（交通円滑化） 工事（仮称女寄トンネル）

二 工事場所 桜井市女寄地内

三 工事概要

工事延長 五五五メートル

トンネル工 五三〇メートル（NATM工法）

トンネル設備工 一式 明かり工 一式

四 工事期間 十三の奈良県議会の議決後約二十五箇月間

第二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者四者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の承認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は、二以上の共同企業体の構成員となることはできません。

一 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率は、いずれも十五パーセント以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は同比率であること。

二 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社建設技術研究所

所在地 東京都中央区日本橋本町四一九一一

名称 株式会社日建技術コンサルタント

所在地 大阪府中央区谷町六一四一三

名称 八千代エンジニアリング株式会社

所在地 東京都目黒区中目黒一〇一二二

5 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

8 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たしていること。

(一) 代表者

(1) 県内に本店又は営業所を有していること。なお、県内に本店を有する場合は、平成十六・十七年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級Aグループとして位置付けられていること。

(2) 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果（有効期間内にある直近のもの）の土木一式工事に係る総合評定値が千百点以上で、土木一式工事の平均完成工事高が予定価格の三分の二以上あること。

(3) 過去十年以内に国内での同種工事（NATM工法によるトンネル工事を行います。以下同じ。）の元請実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が二十パーセント以上の場合に限り得ます。

(4) 次の条件を満たす監理技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 過去十年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する者

ウ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

エ 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

オ 県内に本店を有するものにあつては、アからエのほか、県が実施するNATM工法に係る技術講習終了者で技術講習終了者整理簿に登録されている者

(二) 代表者以外の構成員の一人

(一) (1)に同じ。

(2) 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果（有

効期間内にある直近のもの）の土木一式工事に係る総合評定値が千百点以上で、土木一式工事の平均完成工事高が予定価格の三分の一以上あること。

(3) (一)の(3)に同じ。

(4) (一)の(4)に掲げる条件を満たす監理技術者又は主任技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

(三) 代表者以外の構成員の他の一人

(1) (一)の(1)に同じ。

(2) 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果（有効期間内にある直近のもの）の土木一式工事に係る総合評定値が九百点以上で、土木一式工事の平均完成工事高が予定価格の三分の一以上あること。

(3) (一)の(3)に同じ。

(4) (一)の(4)に掲げる条件を満たす監理技術者又は主任技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

(四) それ以外の構成員

(1) 県内に本店を有し、平成十六・十七年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級Aグループとして位置付けられていること。

(2) 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果（有効期間内にある直近のもの）の土木一式工事の平均完成工事高が予定価格の三分の一以上あること。

(3) (一)の(4)に掲げる条件を満たす監理技術者又は主任技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

第三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする共同企業体は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）に当該共同企業体の構成に関する協定書（以下「協定書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

一 申請書、協定書及び資料の様式の配布

申請書、協定書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

1 期間

平成十七年一月十八日(火)から同年二月一日(火)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)(の午前九時から午後五時(平成十七年二月一日にあつては、午後四時)まで(正午から午後一時までを除きます。))

2 場所

奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約グループ(奈良県分庁舎六階)

二 申請書、協定書及び資料の提出

1 期間

平成十七年一月三十一日(月)及び同年二月一日(火)の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

2 場所

奈良市登大路町三〇番地

F会議室(奈良県北分庁舎二階)

3 申請書、協定書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

4 提出部数は、各一部とします。

三 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十七年二月三日(木)に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった共同企業体は、その理由について説明を求められます。この場合には、同月四日(金)までにその旨を記載した書面を奈良県土木部道路建設課まで持参してください。書面の提出があつた場合には、同月七日(月)までに回答します。

第四 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体に対し、入札説明会を開催し、希望者には設計図書等(図面、仕様書その他の書類をいいます。)を貸与します。

第五 入札執行の日時及び場所

一 日時

平成十七年二月二十二日(火) 午前十時

二 場所

奈良市登大路町三〇番地 第五〇会議室(奈良県分庁舎五階)

第六 入札の方法等

一 入札は、持参によるものとし、郵送及び電送による入札は、取り扱いません。

二 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

第七 入札保証金及び契約保証金

奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)に定めるところによります。

第八 入札者に要求される事項

一 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

二 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

第九 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、虚偽の申請を行った者とした入札及び入札心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

第十 入札中止条件

この入札手続き執行途中で、競争入札参加資格があると確認された共同企業体が三者未満であるときは、その段階で入札手続き及び入札を中止することがあります。

第十一 契約書の作成

作成を要します。

第十二 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不

適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

第十三 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員のうち一者以上が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った構成員を除いて協定書を変更した場において、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め三者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

第十四 予定価格及び調査基準価格の額

一 この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

一、六一二、八〇六、三〇〇円

二 この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

一、三四二、〇三〇、二〇〇円

三 なお、右記一及び二については、仕様書にも記載しています。

第十五 その他

詳細は、入札説明書によります。

第十六 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等並びに問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約グループ（奈良県分庁舎六階）

電話（直通） 〇七四二一二七―七四九三

信貴山幹線管渠第一号工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。

平成十七年一月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 競争入札に付する事項

1 工事名
信貴山幹線管渠第一号工事

2 工事場所
生駒郡三郷町勢野西から生駒郡三郷町勢野東まで

3 工事概要
下水道管渠工事延長一、三四四メートル 工法 シールド工法
仕上がり内径 四五〇ミリメートル

4 工事期間
四の八の奈良県議会の議決後約二十四箇月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者三者又は四者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、三の二に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は二以上の共同企業体の構成員となることはできません。

1 共同企業体構成員の出資比率は、三者の場合はいずれも二十%以上、四者の場合いずれも十五%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

- (一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当する者でないこと。
- (三) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

(四) 奈良県内に建設業法第三条第一項に規定する営業所（以下「営業所」といいます。）を有すること。

(五) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

- 名称 全日本コンサルタント株式会社
所在地 大阪市浪速区湊町一の四の三八
- (六) 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (七) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (八) 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (九) 共同企業体の代表者にあつては、営業所が本店又は本店から委任を受けて入札及び契約締結の権限を持つ営業所であり、その営業所において奈良県が発注する工事に係る競争入札参加資格を有していること。かつ、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下同じ)の結果における土木一式工事の総合評点が一、一〇〇点以上であること。
- (十) 共同企業体の構成員のうち一者は、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A1グループである者であること。それ以外の構成員にあつては、代表者と同様の条件とする。
- (十一) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高は、共同企業体の代表者にあつては予定価格の「二/三」以上、その他の構成員にあつては予定価格の「一/構成員数」以上のものであること。
- (十二) 過去十年以内において国内で、代表者にあつてはシールド工事の元請け実績をその他の者にあつてはシールド工事又は推進工事(管渠口径八百ミリメートル以上)の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が二十%以上、その他の構成員にあつては出資比率十%以上の場合に限ります。

3 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

(一) 代表者

- ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
イ 過去十年以内に竣工したシールド工事の従事経験を有する者
ウ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

エ 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

(二) 構成員

- ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
イ 過去十年以内に竣工したシールド工事又は推進工事(管渠口径八百ミリメートル以上)の従事経験を有する者
ウ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

エ 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

三 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

(一) 交付期間

平成十七年一月十八日(火)から同年二月一日(火)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)の午前九時三十分から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

奈良市登大路町三〇番地
奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県分庁舎六階)
電話(代表) 〇七四二一二二一一〇一(内線四三三五)

(三) 費用

無償

2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資

料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(一) 提出期間

平成十七年一月三十一日及び同年二月一日の午前九時三十分から午後四時まで
(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 提出場所

奈良市登大路町一〇番地 奈良県婦人会館一階中研修室四

(三) 提出部数

各一部

(四) 提出方法

持参に限ります。

(五) 作成及び提出に係る費用

申請者の負担とします。

3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

三の2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には、設計図書等を貸与します。

(一) 日時

平成十七年二月八日午前十時から午前十一時まで

(二) 場所

大和郡山市額田部南町一六〇番地

奈良県流域下水道センター

(三) その他

貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。

4 入札の日時及び場所

(一) 日時

平成十七年二月二十二日午前十時

(二) 場所

三の3の(二)に同じ。

5 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額

に当該金額の五%に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金及び契約保証金

免除します。

3 入札者に要求される事項

(一) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(二) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

4 入札の無効

二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否

要しません。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

7 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加資格があると認められた者が三者未満であるときは、その段階で入札手続き及び入札を中止することがあります。

8 本契約の成立
この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしします。

9 予定価格及び調査基準価格の額

(一) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

一、一四一、六五九、七五〇円

(二) この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

九〇四、一六五、五〇〇円

(三) なお、上記(一)及び(二)については、仕様書にも記載しています。

10 手続における交渉の有無

無

11 その他

詳細は、入札説明書によります。

五 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

三の1の(二)に同じ。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年一月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓 喜

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	支部の区域の単位	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	----------	-------

公明党中和総支部	岡史朗	庵前政光	橿原市四条町七六五―一五	公明党	一以上の市町村	平成十六年十二月一日
----------	-----	------	--------------	-----	---------	------------

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大淀たのせ会東部支部	藤山勉	梶井安伸	橿原市大軽町五九一	平成十六年十二月六日
大淀たのせ会中部支部	扇谷富雄	松山郁夫	橿原市大軽町五九一	平成十六年十二月六日
大淀たのせ会西部支部	岡谷義永	下地敏夫	橿原市大軽町五九一	平成十六年十二月六日
大淀たのせ会西部支部	長田奨	田中俊雄	橿原市大軽町五九一	平成十六年十二月六日
政治結社清流塾奈良本部	谷口克美	坂口和功	御所市内谷二〇八	平成十六年十二月九日
筒井良盛後援会	筒井良盛	寺田昌彦	高市郡高取町松山四八一	平成十六年十二月十日
辻本茂後援会	福田富夫	松尾吉晃	吉野郡吉野町河原屋一三七―一	平成十六年十二月十六日

北川重信後援会	筒井武	吉中美幸	香芝市今泉六三六 一三二	平成十六年十二 月十七日
---------	-----	------	-----------------	-----------------

奈良県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年一月十八日

（政党の支部）

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
公明党南和総支部	名称	公明党南和総支部	公明党中南和総支部	平成十六年十二月一日
代表者		堂本正信	山田光春	平成十六年十二月一日
会計責任者		長谷川翠	堂本正信	
主たる事務所の所在地		大和高田市大谷五六〇	北葛城郡広陵町広瀬七二六	
自由民主党橿原市支部	会計責任者	浅田宗彦	新口雅彦	平成十六年十二月三日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
政治団体の名称		岩尾清正後援会	竹島英行	平成十六年十二月十五日
代表者		佐野正徳	奥田久代	平成十六年十二月六日
会計責任者		高橋愛三郎	小西菊雄	平成十六年十二月十五日
主たる事務所の所在地		松村ちゅうじ後援会	香芝市白鳳台二 一一四一四	平成十六年十二月十六日
代表者		万波迪義後援会	桜井市阿部六二 一一九	平成十六年十二月十六日
代表者		北川後援会	若森穩亘	平成十六年十二月十七日

奈良県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年一月十八日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

奈良県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

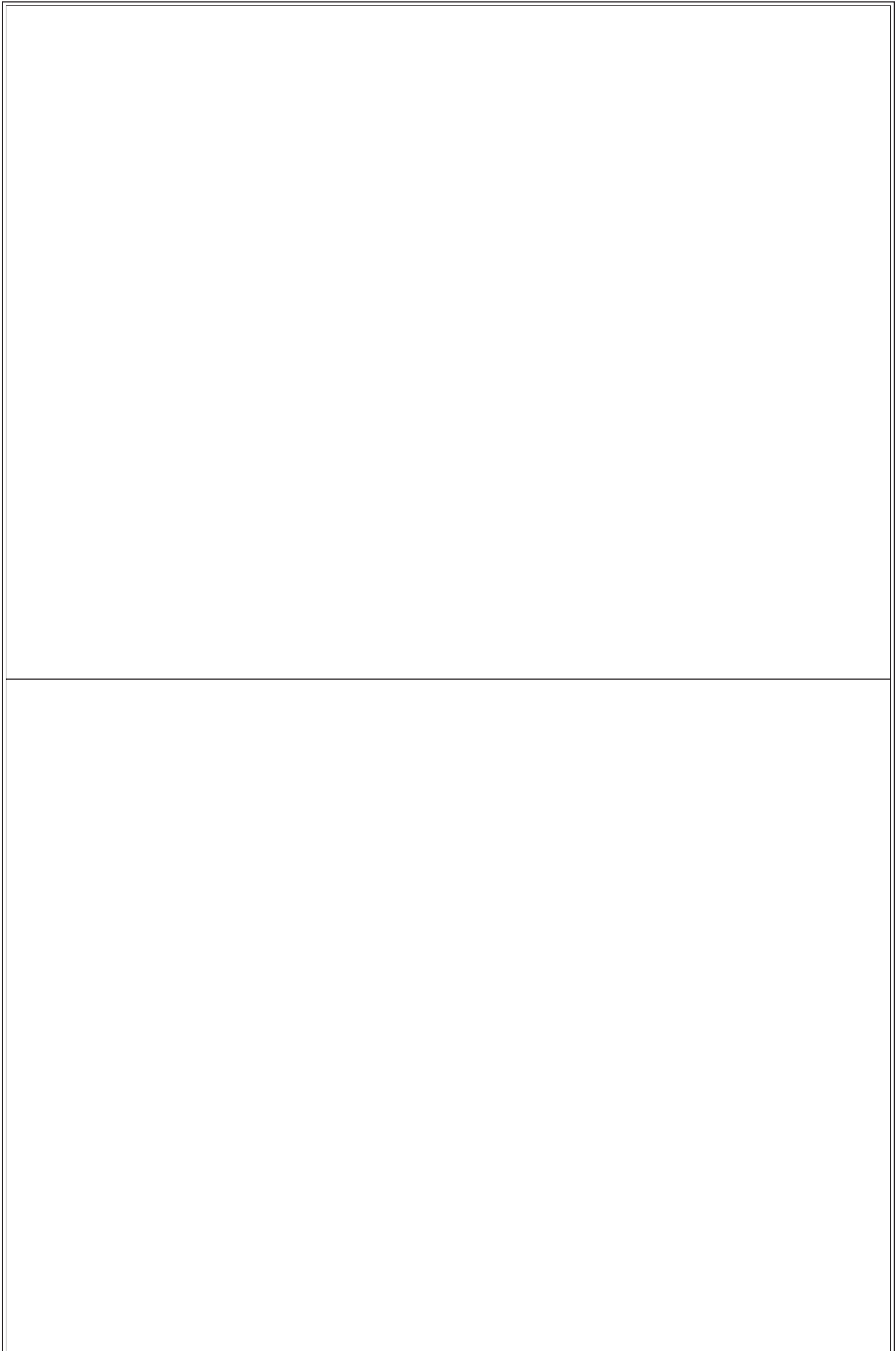
自由民主党奈良県武道振興支部	秦貴典	平成十六年十二月十日
自由連合奈良県総支部	岡井康弘	平成十六年十一月三十日
政党自由連合奈良第2選挙区総支部	岡井康弘	平成十六年十一月三十日
(その他の政治団体)		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
北川後援会	筒井武	平成十六年十二月十七日
北里敏明奈良県後援会	安曾田豊	平成十六年十二月二十八日
笹井ひろふみ奈良県後援会	林秀彦	平成十六年十一月三十日
たかいよしひで励ます会	森村勝男	平成十六年十二月二日
滝まことを励ます会	小林忠利	平成十六年十一月三十日
筒井良盛後援会	筒井良盛	平成十六年十二月十日
民社中小企業政治連合奈良県本部	田尻匠	平成十六年十二月十五日

平成十七年一月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

筒井良盛	高取町長	筒井良盛後援会	高市郡高取町松山四八一	筒井良盛	平成十六年十二月十日
氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
公職の候補者 資金管理団体					



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

